

IEC/TC61国際委員会 会議報告 (1/2)

IEC/TC61国際委員会では、白物家電製品の電気安全について規定するIEC 60335系規格を審議しており、年2回の会議を開催しています。今回は、2022年の第1回目の会議（6月13日から7月1日にかけて3週間、Web会議で開催）で審議・報告された案件のトピックスをご紹介します。

（審議案件は、36規格、66案件）。参加者は、日本を含め全世界より約180名出席しております。（IEC 60335系規格は、パート1規格と呼ばれる総則規格：IEC 60335-1と、パート2規格と呼ばれる個別製品規格：IEC 60335-2-XXを併せて使用します。（XXには、個別製品ごとの番号が入る））

■Appliances map

IEC/TC61のWebページに、白物家電製品の写真にカーソルを移動させると、該当の適用規格番号が表示されるアイテムが追加。（IEC事務局よりの報告）

■パート2規格審議状況（間もなく発行予定）

現在パート1規格の最新版は第6版ですが、この版より併用できるパート2規格の版は、このパート1規格の第6版に整合した版から使用できるようになります。2020年に発行されたこのパート1規格の第6版では、直近前版から、バッテリー駆動機器、メタルイオンバッテリー、子供用テストフィンガ、サービスコンセント、光安全基準、遠隔通信・操作規定、等の追加要求事項がありました。

次に示すパート2規格は、パート1規格の最新第6版に整合したパート2規格であり、間もなく発行予定です。主な変更項目は、外郭可触表面温度規定値、幼児用テストフィンガの追加適用等です。

（投票付き委員会最終提案文書：FDISに進むパート2規格：IEC 60335-2-3：電気アイロン、IEC 60335-2-8：電気かみそり類、IEC 60335-2-21：貯湯式電気温水器、IEC 60335-2-54：液体又は蒸気利用表面掃除機器、IEC 60335-2-85：ファブリックスチーマ。国際規格：ISに進むパート2規格：IEC 60335-2-16：食品くずディスポーザ、IEC 60335-2-17：毛布類）

■新規作成中のパート2規格

加熱式タバコデバイス・電子タバコ等のパート2規格がIEC 60335-2-120として、ロボットのパート2規格がIEC 60335-2-123として作成中。

■ACアダプタの踏みつけ強度試験追加審議

IEC 60335-2-8：電気かみそり類の規格において、同梱されるACアダプタは1350Nの踏みつけ強度試験を追加する審議。（投票付き委員会最終提案文書：FDISに進む）

■幼児に対する活電部保護、可動部保護の基準追加審議

幼児用テストフィンガを、活電部保護、可動部保護のため、パート1規格で規定済みの大人用テストフィンガと子供用テストフィンガに追加して、パート2規格で適用する審議。

ただし、IEC 60335-2-2：真空掃除機類の様に、可動部保護について、使用中には大人が傍にいる機器の場合、幼児用テストフィンガは適用しない方針。活電部保護については、電源に接続されたままの掃除機の状態が考えられるので適用除外できない。

IEC 60335-2-4：電気脱水機、IEC 60335-2-7：電気洗濯機、IEC 60335-2-5：電気食器洗機、IEC 60335-2-43：衣類乾燥機類、IEC 60335-2-6：据置形オープン類の場合、幼児用テストフィンガは、活電部保護、可動部保護に対して、床から850mmの範囲にだけ適用とする方針。

IEC 60335-2-4：電気脱水機やIEC 60335-2-7：電気洗濯機で、アパートなど住民が共有で使用する場合（Communal use）、幼児が一人でこの様な場所には来ないとして、幼児用テストフィンガを適用しない方針。

また、IEC 60335-2-6：据置形オープン類においては、オープンの扉を閉めた状態で、かつ、着脱可能な部分を外さずに幼児用テストフィンガを適用する。

（いずれも、投票付き委員会提案文書：CDVに進む）

IEC/TC61国際委員会 会議報告 (2/2)

■公共の場所で使用する業務用機器

IEC 60335-2-58：業務用食器洗浄機においては、業務用ではあるが、学校・職場の食堂、セルフサービスレストランなど、公共の場所でも使用される、あるいは、使用される製品の部分がある機器の場合、本来業務用機器には適用しない子供用テストフィンガを追加適用する審議。これに伴い、外郭可触表面温度規定値もより厳しい規定値を適用する。

IEC 60335-2-75：業務用ディスペンサ及び自動販売機においても、公共の場所でも使用される機器の場合、子供用テストフィンガとより厳しい外郭可触表面温度規定値を適用する。更に、自動販売機の場合は、幼児が触れる可能性があるため、床から850mm以下の製品の部分には、幼児用テストフィンガの適用と、外郭可触表面温度規定値も更に厳しい規定値を適用する。（いずれも、投票付き委員会提案文書：CDVに進む）

■遠隔操作規定の追加審議

IEC 60335-2-29：バッテリーチャージャ、IEC 60335-2-31：レンジフード類、IEC 60335-2-41：ポンプ、IEC 60335-2-65：空気清浄機、IEC 60335-2-80：ファン、IEC 60335-2-98：加湿器においては、遠隔操作に対して、連続動作しても危険とならないので、パート1規格の遠隔操作時の基準、機器の動作を停止するスイッチ搭載要求、遠隔操作モードにする前に動作時間を設定する要求、遠隔操作モードにするには手動による制御装置の操作要求は、適用しなくて良いとする審議。ただし、IEC 60335-2-41：ポンプにおいては、スイミングプール用の一部のポンプは、感電の危険を考慮して、遠隔操作自体を禁止する。

IEC 60335-2-15：液体加熱機器においては、機器の動作後に自動的にオフする製品、連続動作しても危険とならない機器には、パート1規格の遠隔操作モードにする前に動作時間を設定する要求は適用せず、パート1規格の機器の動作を停止するスイッチ搭載要求、遠隔操作モードにするには手動による制御装置の操作要求等を適用して、遠隔操作を認める。

IEC 60335-2-23：スキンケア又はヘアケア用機器においては、連続動作しても危険とならない一部の機器を除いて、遠隔操作自体を禁止する審議。

IEC 60335-2-6：据置形オープン類においては、ホブの遠隔操作は禁止されるが、IHホブにおいては、鍋にセンサーがありIHホブと通信している特殊な機器の場合においてのみ、始動は手動による操作が求められるが、追加の異常動作試験を規定して遠隔操作を認める。

（IEC 60335-2-29、IEC 60335-2-80、IEC 60335-2-15、IEC 60335-2-23、IEC 60335-2-6は投票付き委員会提案文書：CDVに、IEC 60335-2-31、IEC 60335-2-41、IEC 60335-2-65、IEC 60335-2-98は投票付き委員会最終提案文書：FDISに進む）

■IEC 60335-2-52：口腔衛生機器の基準追加審議

パート1規格では、白物家電製品におもちゃの形状の外郭を認めていないが、電動歯ブラシにおいて、おもちゃの形状の外郭を認める代わりに、取説への注記、外郭の温度規定値強化、落下試験で外れた部品や着脱可能部品による喉つめの防止規定、動作電圧の下げの規定を追加する審議。（投票付き委員会提案文書：CDVに進む）

【次回開催場所と日程】

- ・場所：アメリカ、サンフランシスコ
- ・日程：2022年10月31日から11月4日まで。

※注記）上記報告には、審議中・投票前の案件があり、最終決定事項ではないことを、予めご承知おきください。

【お問い合わせ先】電気製品安全センター

E-mail：center@jet.or.jp



一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES